

西表石垣国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1 変更理由	51
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	52
ア 特別地域	52
(ア) 特別保護地区	58
(イ) 第1種特別地域	60
(ウ) 第2種特別地域	62
(エ) 第3種特別地域	66
イ 海城公園地区	70
ウ 面積内訳	80
(ア) 地域地区別土地所有別面積	80
(イ) 地域地区別市町村別面積	80
3 事業計画	
(1) 施設計画	
ア 利用施設計画	128
(ア) 単独施設	128
4 参考事項	
(1) 指定動植物	140
ア 特別地域	140
(ア) 指定植物	140
(イ) 指定動物	142
イ 海城公園地区	143
(2) 過去の経緯	145
(3) 公園区域	146
(4) 保護規制計画	147
ア 特別地域	147
(ア) 特別保護地区	148
(イ) 第1種特別地域	150
(ウ) 第2種特別地域	158
(エ) 第3種特別地域	166
(オ) 乗入れ規制地区	170

イ	海城公園地区	172
ウ	普通地域	180
エ	面積内訳	182
	(ア) 地域地区別土地所有別面積	182
	(イ) 地域地区別市町別面積	184
(5)	利用施設計画	186
ア	単独施設	186
イ	道路	190
	(ア) 車道	190
	(イ) 歩道	190
ウ	運輸施設	192

1 変更理由

西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖とそこにある島々からなる。本国立公園は、昭和47年5月15日に沖縄の復帰に伴って西表国立公園として指定され、平成15年3月31日に公園区域の全般的な見直し（再検討）を行っている。さらに平成19年8月1日に石垣地域の編入及び西表石垣国立公園への名称変更が行われた。平成19年に、石垣地域の編入のための公園区域及び公園計画の変更を行ったものの、西表島を中心とする従来の公園区域については、平成15年の再検討以降7年が経過している。

近年の全国的な方針として平成22年10月に環境省が国立・国定公園総点検事業の成果を取りまとめ公表し、西表島及びその沿岸海域が今後大規模に拡張する候補地として選定された。石西礁湖をはじめ、石垣島、鳩間島及び波照間島の周辺海域においては、サンゴ礁等の自然度の高い海域景観が広がっているほか、西表島周辺部には優れた生物多様性が保たれている干潟や藻場が存在しており、全国的な方針を踏まえた公園区域の見直しが必要である。

これらを踏まえ、今回の点検では西表島、石垣島、鳩間島及び波照間島周辺海域等について、公園区域の拡張を行うものである。

保護規制計画については、石垣島における陸域の特別地域と隣接し、良好な自然環境を維持する区域、良好な自然海岸や海岸林等が広がっている鳩間島及び波照間島を特別地域として拡張するとともに、サンゴ礁等の自然度の高い海域景観が広がっている石垣島周辺、石西礁湖等の海域並びに優れた生物多様性が保たれている干潟及び藻場が存在する西表島周辺の海域を海域公園地区とする。

利用施設計画については、拡張した区域において自然探勝のための園地計画を追加する。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	沖縄県石垣市 字平久保の一部
2	拡張	沖縄県石垣市 字川平の一部
3	拡張	沖縄県石垣市 字椶海の一部
4	拡張	沖縄県石垣市 字椶海の一部
5	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字鳩間の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)								
<p>平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な風致を形成していることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">0.3 〕</td> </tr> </table>		0	〔 公	0.3 〕				
	0								
〔 公	0.3 〕								
<p>前嵩山麓の北部に位置し、崎枝湾に面した色彩の優れた海面を持つ海岸が続き、海水浴場として利用が盛んであることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">3 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不明</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> </table>		3	〔 公	3 〕	私	0.2	不明	0.1
	3								
〔 公	3 〕								
私	0.2								
不明	0.1								
<p>県下最高峰の於茂登岳（526m）の北麓に位置し、イタジイ、イスノキが優占する亜熱帯地域の極相林が発達しているほか、八重山諸島固有種のイシガキニイニイやヤエヤマヤシ群落などの学術的にも貴重な動植物の生息及び生育地となっている。このような優れた景観の保護を厳正に図るとともに、区域線を明確化するため、特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">2 〕</td> </tr> </table>		2	〔 公	2 〕				
	2								
〔 公	2 〕								
<p>桴海於茂登岳（477m）の北東麓に位置し、植生の大半がケナガエサカキースダジイ群落が優占するほか、リュウキュウマツの植林地が広がっており、農地としての利用もされている。また、八重山諸島固有種のイシガキニイニイの生息も確認されている。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">1 〕</td> </tr> </table>		1	〔 公	1 〕				
	1								
〔 公	1 〕								
<p>鳩間島中央に位置し、ピロウが群生している標高34mの展望地は、対岸の西表島の雄大な景色を眺望できる良好な景勝地として利用が盛んであり、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">3 〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不明</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> </table>		5	〔 公	3 〕	私	2	不明	0.1
	5								
〔 公	3 〕								
私	2								
不明	0.1								

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
6	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字古見の一部
7	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部
8	拡張	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>西表島後良川河口に位置する平西島及び後良川小島は亜熱帯照葉樹林が広がり、地域でも嶽として親しまれていることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">1 [公 1]</p>
<p>波照間島南東岸は、琉球石灰岩が常に強い潮風にあたって浸食されてきた海食崖が1 km程続いており、岩礁に荒波が押し寄せ、波しぶきが舞い上がる雄大で優れた海岸景観を形成しているとともに、我が国の有人島で最南端の景勝地として利用が盛んである。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">30 [公 30 不明 0.3]</p>
<p>波照間島北西の海岸域一帯であり、グンバイヒルガオ等海浜植生が成立し、白砂の美しい砂浜が広がるニシ浜及び樹齢数100年といわれるハマシタン群落が海食海岸に成立するペー浜があり、自然探勝地として利用が盛んである。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">25 [公 6 私 13 不明 6]</p>

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
9	削除	沖縄県石垣市 字平久保の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)										
石垣島北東部の平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な風致を形成しているが、畜産利用による土地利用の観点から、区域線の明確化を図る必要があるため、特別地域から削除する。	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">△ 3</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 私</td> <td style="border: none; text-align: right;">△ 3 〕</td> </tr> </table>		△ 3	〔 私	△ 3 〕						
	△ 3										
〔 私	△ 3 〕										
変 更 部 分 面 積 計	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">64</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 公</td> <td style="border: none; text-align: right;">46 〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">不明</td> <td style="border: none; text-align: right;">6</td> </tr> </table>		64	〔 公	46 〕	私	12	不明	6		
	64										
〔 公	46 〕										
私	12										
不明	6										
変 更 前 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">17,785</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">10,731 〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">6,449</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">416</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">不明</td> <td style="border: none; text-align: right;">189</td> </tr> </table>		17,785	〔 国	10,731 〕	公	6,449	私	416	不明	189
	17,785										
〔 国	10,731 〕										
公	6,449										
私	416										
不明	189										
変 更 後 特 別 地 域 面 積	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">17,849</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">〔 国</td> <td style="border: none; text-align: right;">10,731 〕</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none; text-align: right;">6,495</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none; text-align: right;">428</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">不明</td> <td style="border: none; text-align: right;">195</td> </tr> </table>		17,849	〔 国	10,731 〕	公	6,495	私	428	不明	195
	17,849										
〔 国	10,731 〕										
公	6,495										
私	428										
不明	195										

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 4 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
3	拡張	特別地域の拡張	於茂登岳	沖縄県石垣市 字椀海の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>県下最高峰の於茂登岳（526m）の北麓に位置し、イタジイ、イスノキが優占する亜熱帯地域の極相林が発達しているほか、八重山諸島固有種のイシガキニイニイやヤエヤマヤシ群落などの学術的にも貴重な動植物の生息及び生育地となっている。この様な優れた景観の保護を厳正に図るとともに、区域線を明確化するため、特別保護地区とする。</p>	<p style="text-align: right;">2 〔 公 2 〕</p>
<p style="text-align: center;">変 更 部 分 面 積 計</p>	<p style="text-align: right;">2 〔 公 2 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更前特別保護地区面積</p>	<p style="text-align: right;">2,342 〔 国 1,786 公 556 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更後特別保護地区面積</p>	<p style="text-align: right;">2,344 〔 国 1,786 公 558 〕</p>

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
7-1	拡張	特別地域の拡張	高那崎	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)										
<p>波照間島南東岸に位置し、琉球石灰岩が常に強い潮風にあたって浸食されてできた海食崖が1 km程続いており、岩礁に荒波が押し寄せ、波しぶきが舞い上がる雄大で優れた海岸景観を形成している。優れた風致の保護を図るため、第1種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr><td></td><td>18</td></tr> <tr><td>〔 公</td><td>18</td></tr> <tr><td>不明</td><td>0.3</td></tr> </table>		18	〔 公	18	不明	0.3				
	18										
〔 公	18										
不明	0.3										
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<table border="0"> <tr><td></td><td>18</td></tr> <tr><td>〔 公</td><td>18</td></tr> <tr><td>不明</td><td>0.3</td></tr> </table>		18	〔 公	18	不明	0.3				
	18										
〔 公	18										
不明	0.3										
<p>変更前第1種特別地域面積</p>	<table border="0"> <tr><td></td><td>730</td></tr> <tr><td>〔 国</td><td>1</td></tr> <tr><td>公</td><td>597</td></tr> <tr><td>私</td><td>83</td></tr> <tr><td>不明</td><td>49</td></tr> </table>		730	〔 国	1	公	597	私	83	不明	49
	730										
〔 国	1										
公	597										
私	83										
不明	49										
<p>変更後第1種特別地域面積</p>	<table border="0"> <tr><td></td><td>748</td></tr> <tr><td>〔 国</td><td>1</td></tr> <tr><td>公</td><td>615</td></tr> <tr><td>私</td><td>83</td></tr> <tr><td>不明</td><td>49</td></tr> </table>		748	〔 国	1	公	615	私	83	不明	49
	748										
〔 国	1										
公	615										
私	83										
不明	49										

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
5	拡張	特別地域の拡張	鳩間島中森	沖縄県八重山郡竹富町 字鳩間の一部
6	拡張	特別地域の拡張	平西島及び後 良川小島	沖縄県八重山郡竹富町 字古見の一部
7-2	拡張	特別地域の拡張	波照間島高那	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部
7-3	拡張	特別地域の拡張	波照間島南海 岸	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)								
<p>鳩間島中央に位置し、ビロウが群生している標高34mの展望地は、対岸の西表島の雄大な景色を眺望できる良好な景勝地として利用が盛んであり、風致の保護及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">公 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">私 2</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td style="text-align: right;">不明 0.1</td> </tr> </table>		5	[公 3		私 2]	不明 0.1
	5								
[公 3								
	私 2								
]	不明 0.1								
<p>西表島後良川河口に位置する平西島及び後良川小島は亜熱帯照葉樹林が広がり、地域でも嶽として親しまれていることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">公 1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		1	[公 1]			
	1								
[公 1								
]									
<p>波照間島南東岸に位置し、雄大で優れた海岸景観を形成している高那崎の背後にある自然海岸林となっている。このことから、風致の保護及び適正利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">公 2</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		2	[公 2]			
	2								
[公 2								
]									
<p>波照間島南部の海岸域一帯であり、変化に富んだ海食海岸が続き、風衝植生が成立している。我が国の有人島で最南端の景勝地として利用が盛んである。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">公 10</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		10	[公 10]			
	10								
[公 10								
]									

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
8	拡張	特別地域の拡張	波照間島浜崎	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)												
<p>波照間島北西の海岸域一帯であり、グンバイヒルガオ等海浜植生が成立し、白砂の美しい砂浜が広がるニシ浜及び樹齢数100年と言われるハマシタン群落が海食海岸に成立するペー浜があり、自然探勝地として利用が盛んである。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: right;">25</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔 公</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> </table>	〔 公	6	私	13	不明	6						
〔 公	6												
私	13												
不明	6												
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔</td> <td style="text-align: right;">43</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>〕</td> <td></td> </tr> </table>	〔	43	公	22	私	15	不明	6	〕			
〔	43												
公	22												
私	15												
不明	6												
〕													
<p>変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔</td> <td style="text-align: right;">10,412</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td style="text-align: right;">8,932</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="text-align: right;">1,208</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: right;">168</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td>〕</td> <td></td> </tr> </table>	〔	10,412	国	8,932	公	1,208	私	168	不明	104	〕	
〔	10,412												
国	8,932												
公	1,208												
私	168												
不明	104												
〕													
<p>変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">〔</td> <td style="text-align: right;">10,455</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td style="text-align: right;">8,932</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="text-align: right;">1,230</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: right;">183</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>〕</td> <td></td> </tr> </table>	〔	10,455	国	8,932	公	1,230	私	183	不明	110	〕	
〔	10,455												
国	8,932												
公	1,230												
私	183												
不明	110												
〕													

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	平久保半島	沖縄県石垣市 字平久保の一部
2	拡張	特別地域の拡張	川平湾周辺	沖縄県石垣市 字川平の一部
4	拡張	特別地域の拡張	野底岳周辺	沖縄県石垣市 字桴海の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)												
<p>平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な風致を形成していることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第3種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		0	[0.3	公]					
	0												
[0.3												
公													
]													
<p>前嵩山麓の北部に位置し、崎枝湾に面した色彩の優れた海面を持つ海岸が続き、海水浴場として利用が盛んであることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第3種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">不明</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		3	[3	公		私	0.2	不明	0.1]	
	3												
[3												
公													
私	0.2												
不明	0.1												
]													
<p>桴海於茂登岳（477m）の北東麓に位置し、植生の大半がケナガエサカキースダジイ群落が優占するほか、リュウキュウマツの植林地が広がっており、農地としての利用もされている。また、八重山諸島固有種のイシガキニイニイの生息も確認されている。これらのことから、風致の保護及び適正な利用を図るため、第3種特別地域とする。</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">]</td> <td></td> </tr> </table>		1	[1	公]					
	1												
[1												
公													
]													

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
9	削除	特別地域の縮小	平久保半島	沖縄県石垣市 字平久保の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>石垣島北東部の平久保半島に位置し、山地部及び山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフとが良好な風致を形成しているが、畜産利用による土地利用の観点から、区域線の明確化を図る必要があるため、第3種特別地域から削除する。</p>	<p style="text-align: right;">△3</p> <p style="text-align: right;">私 △3</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p style="text-align: right;">1</p> <p style="text-align: right;">公 4</p> <p style="text-align: right;">私 △3</p> <p style="text-align: right;">不明 0.1</p>
<p>変更前第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">4,301</p> <p style="text-align: right;">国 12</p> <p style="text-align: right;">公 4,088</p> <p style="text-align: right;">私 165</p> <p style="text-align: right;">不明 36</p>
<p>変更後第3種特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">4,302</p> <p style="text-align: right;">国 12</p> <p style="text-align: right;">公 4,092</p> <p style="text-align: right;">私 162</p> <p style="text-align: right;">不明 36</p>

イ 海域公園地区

① 追加

次の海域公園地区を追加する。

(表 8 : 海域公園地区追加表)

番号	名 称	位 置
9	平野	沖縄県石垣市 字平久保地先海面
10	明石	沖縄県石垣市 字伊原間地先海面
11	玉取崎	沖縄県石垣市 字伊原間地先海面
12	米原プカピー	沖縄県石垣市 字桴海地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<p>平久保崎北側から浦崎東側沖合に至る海域であり、発達したリーフ、色彩が鮮やかな礁池及び隣接する美しい自然海浜が折り合って優れた景観を形成し、景勝地として利用の盛んな平久保崎灯台からの眺望対象となっている。これらのことから、優れた海上景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	938.0
<p>安良崎東側からトムル崎東側沖合に至る海域であり、発達したリーフ、色彩が鮮やかな礁池及び隣接する美しい自然海浜が折り合って優れた景観を形成し、久宇良岳中腹にありパラグライダー発出場として利用される展望地からの眺望対象となっている。これらのことから、優れた海上景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	861.6
<p>伊原間放牧場東側から大野崎東側沖合に至る海域であり、発達したリーフ、色彩が鮮やかな礁池及び隣接する美しい自然海浜及び遠望にある牧草地や照葉樹林の山地部が一体となって折り合い、優れた景観を形成している。また、景勝地として利用が盛んな玉取崎展望台からの眺望対象となっている。これらのことから、優れた海上景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	903.0
<p>米原海岸の1.5km沖にある環礁周辺の海域である。礁原には卓状ミドリイシ類を、礁斜面には枝状ミドリイシ類や塊状ハマサンゴ類を主体とした高被度のサンゴ群集が形成されている。陸域からの人為的影響が比較的少なく、長期的に安定した良好なサンゴ群集が保たれており、ダイビングスポットとしても盛んに利用されている。これらのことから、優れた海中景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	147.4

番号	名 称	位 置
13	御神崎	沖縄県石垣市 字崎枝地先海面
14	鳩間島バラス	沖縄県八重山郡竹富町 字上原及び字鳩間地先海面
15	西表島後良川河口	沖縄県八重山郡竹富町 字古見地先海面
16	竹富島南沖礁	沖縄県八重山郡竹富町 字竹富地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<p>屋良部半島御神崎西側から屋良部崎西側沖合に至る海域であり、発達したリーフに複雑で多様な海底地形が広がり、ダイビングスポットとしても盛んに利用されている。また、礁斜面には卓状ミドリイシ類を主体とした高被度のサンゴ群集が形成されている。このことから、優れた海中景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	291.9
<p>鳩間島と西表島の上に堆積したサンゴ砂礫の干出域周辺の海域である。枝状ミドリイシが優占する高被度のサンゴ群集が広がり、海水の透明度が高い。また、周辺海域の青さとバラスの白さのコントラストが優れた景観を形成し、シュノーケリング等マリッジの利用も盛んである。これらのことから、優れた海域景観の保護及び適正な利用を図るため、海域公園地区とする。</p>	667.4
<p>西表島後良川河口に位置し、後背にマングローブ林、海浜及び干潟からなる多様な自然環境が見られる。ミナミコメツキガニ等の多様な底生生物が豊富に生息するとともに、イリオモテヤマネコの生息も確認され、野生生物の生息及び生育地としても重要である。これらのことから、優れた海域景観の維持を図るため、海域公園地区とする。</p>	369.0
<p>竹富島南約2km沖の離礁が点在する海域である。枝状ミドリイシ類が優占する礁池や卓状ミドリイシ類が優占する礁池が混在し、その被度は極めて高く、優れたサンゴ礁景観が形成されている。また、海水の透明度は高く、ダイビングスポットとしても盛んに利用されている。これらのことから、優れた海中景観の保護及び適正な利用を図るため、海域公園地区とする。</p>	424.2

番号	名 称	位 置
17	西表島鹿川中瀬	沖縄県八重山郡竹富町 字崎山地先海面
18	西表島仲間崎	沖縄県八重山郡竹富町 字南風見仲地先海面
19	波照間島ヌービ崎沖	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間地先海面
20	波照間島浜崎沖	沖縄県八重山郡竹富町 字波照間地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<p>西表島鹿川湾の裾礁及び離礁を含む海域であり、高い被度で多様なサンゴ類が混成している。魚類相としては、タカサゴやイスズミなどの大きな群れのほか、ナンヨウマンタの回遊も見られる。また、ダイビングスポットとしても盛んに利用されている。これらのことから、優れた海中景観の保護及び適正な利用を図るため、海域公園地区とする。</p>	380.6
<p>西表島仲間崎の地先に位置し、広大で水平的な干潟景観を有する自然海浜となっており、沿岸部に沿ってマングローブ林が成立し、干出域にはミナミコメツキガニを始めとする多様な生物が見られる。これらのことから、優れた海上景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	193.6
<p>波照間島大泊浜北側からペムチ浜東側沖合に至る海域である。風衝植生が成立し、地形の変化に富む連続した海食海岸に隣接しており、海域と一帯となって優れた景観が形成されているとともに、当該海域の北側においては、対岸の西表島の雄大な景色を眺望できる。これらのことから、優れた海上景観の保護を図るため、海域公園地区とする。</p>	1,721.7
<p>ニシ浜北側からペー浜西側沖合に至る海域である。仲御神島が遠望でき、発達したリーフ、色彩が鮮やかな礁池及び隣接する美しい自然海浜が折り合って優れた景観が形成されている。また、高い被度で多様なサンゴ類が混成し、良好なサンゴ礁景観が形成され、ダイビングや海水浴の利用も盛んである。これらのことから、優れた海域景観の保護及び適正な利用を図るため、海域公園地区とする。</p>	712.9

② 変更

次の海域公園地区の区域の一部を変更する。

(表 9 : 海域公園地区変更表)

番号	区分	名称	位置	告示年月日
1	拡張	竹富島タキドングチ ・石西礁湖北礁	沖縄県八重山郡竹富町 字小浜及び字竹富地先海面	昭52. 7. 1
2	拡張	竹富島シモビシ	沖縄県八重山郡竹富町 字竹富地先海面	昭52. 7. 1
3	拡張	黒島ウラビシ・キャ ングチ・仲本海岸	沖縄県八重山郡竹富町 字黒島地先海面	昭52. 7. 1

変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
<p>竹富島北側から小浜島北側沖合に続くリーフ周辺一帯の海域である。礁斜面には卓状ミドリイシ類が主体の高被度のサンゴ群集が連続して広がる。平成10年に発生した大規模白化現象により、当該海域のサンゴ群集は壊滅的なダメージを受けたものの、現在では良好な状態まで回復しており、石西礁湖のサンゴ再生産への貢献度は高い。これらのことから、優れた海中景観の維持を図るため、区域を拡張する。</p>	2,397.8	2,434.5
<p>竹富島南西約3km沖の大型離礁であり、離礁の北側一帯は砂礫の堆積した浅い海域となり、南側一帯はサンゴ岩盤が張り出し、その礁縁部は「縁溝－縁脚系」がよく発達して複雑な地形を形成している。礁縁部は、枝状ミドリイシ類と卓状ミドリイシ類が混成し、その被度は極めて高く、優れたサンゴ礁景観が形成されている。これらのことから、優れた海中景観の保護を図るため、区域を拡張する。</p>	137.9	221.0
<p>黒島周囲沖合一帯の海域である。北東約2km沖合にある大型離礁であるウラビシや、黒島東岸約500mほど沖合にある裾礁のキャングチは、かつてはサンゴ類の被度が非常に高く、過去の白化現象等により壊滅的な状況に陥ったものの、潮流の通りもよく、現在は回復傾向を示しており、石西礁湖のサンゴ再生産への貢献度が高い海域と期待される。また、西側の仲本海岸沖合はサンゴ礁の海底地形と動植物の観察適地として、ダイビングや海水浴の利用も盛んである。これらのことから、優れた海域景観の保護及び適正な利用を図るため、区域を拡張する。</p>	2,357.7	2,403.2

番号	区分	名称	位置	告示年月日
4	拡張	新城島マイビシ	沖縄県八重山郡竹富町 字新城地先海面	昭52. 7. 1

変 更 理 由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
<p>新城島上地北西 1 km沖に位置する離礁群周辺の海域であり、南西端の比較的大きな離礁と細かな多数の離礁を含む。また、クシハダミドリイシを主体とする卓状ミドリイシ類が優占する良好なサンゴ礁景観が形成されている。これらことから、優れた海中景観の保護を図るため、区域を拡張する。</p>	131.5	179.7

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表10：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域																
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域				第2種特別地域				第3種特別地域					
土地所有別		国	公	私	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明		
合 計	土地所有別面積	1,786	558	0	1	615	83	49	8,932	1,230	183	110	12	4,092	162	36		
	地種区分別面積 (比率)	2,344 (10.7)			748 (3.4)				10,455 (47.6)				4,302 (19.6)					
	地域地区別面積 (比率)				15,505 (70.6)													
	地域別面積 (比率)	17,849 (81.3)																

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表11：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行										普通 地域 (海域)	海域公 園地区	合計 (海域) (A')
		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)						
		特保	第1種	第2種	第3種	小計								
沖 縄 県	石垣市	556	730	1,320	4,301	6,907	115	7,022						
	八重 山郡	竹富町	1,786	0	9,092	0	10,878	2,669	13,547					
	合 計		2,342	730	10,412	4,301	17,785	2,784	20,569	50,991	1,106.5	52,096		

(単位：面積h a、比率%)

普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				普通地域 (海域)	海域公園 地区	合計 (海域)
国	公	私	不明	国	公	私	不明			
94	752	3,163	100	10,825	7,247	3,591	295			
4,109 (18.7)				21,958 (100.0)				55,975	20ヶ所 13,742.7	69,718

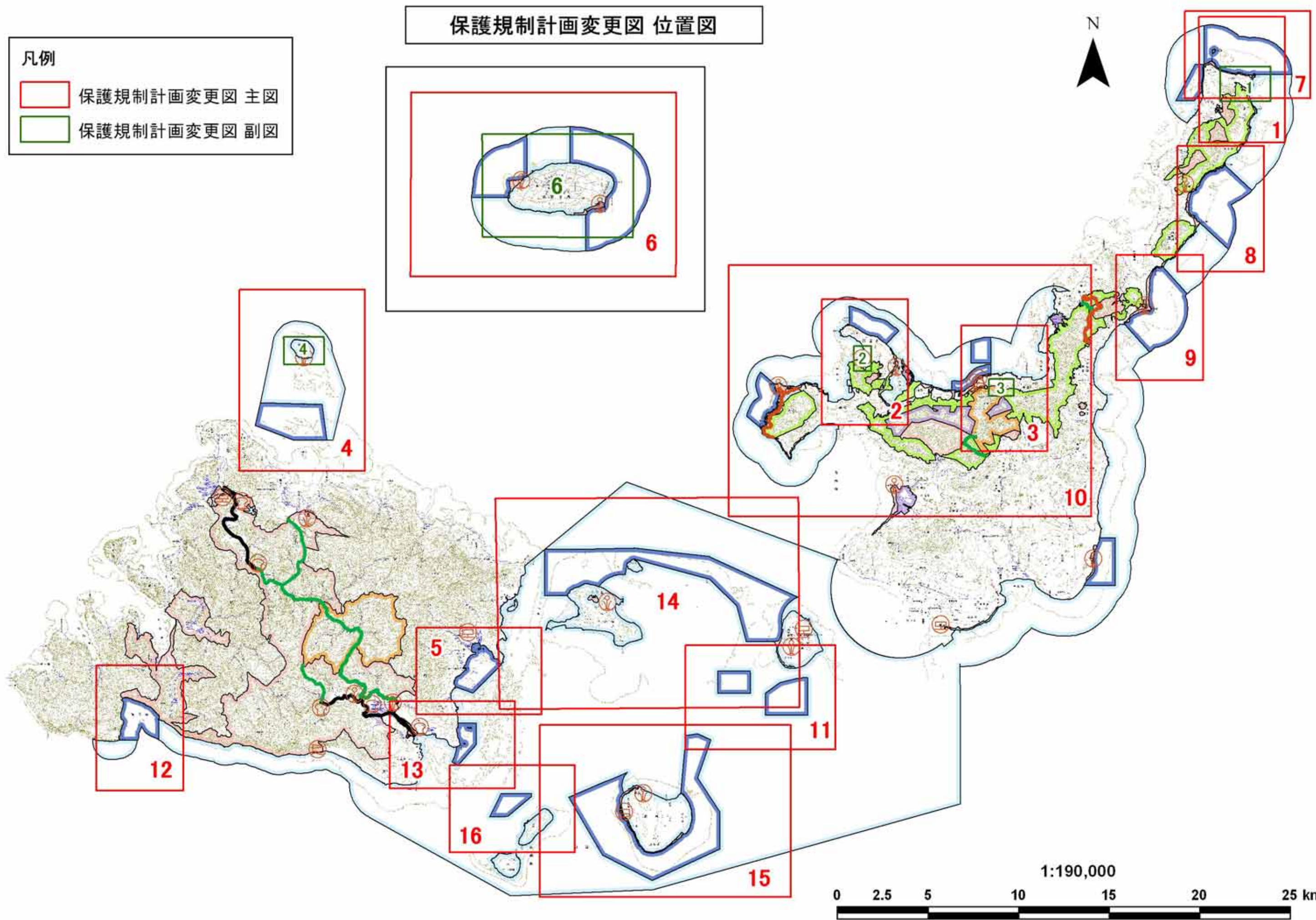
(単位：面積h a)

変 更 後									増減		
特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	普通 地域 (海域)	海域公 園地区	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')
特保	第1種	第2種	第3種	小計							
558	730	1,320	4,302	6,910	115	7,025				3	2,045
1,786	18	9,135	0	10,939	3,994	14,933				1,386	15,577
2,344	748	10,455	4,302	17,849	4,109	21,958	55,975	13,742.7	69,718	1,389	17,622

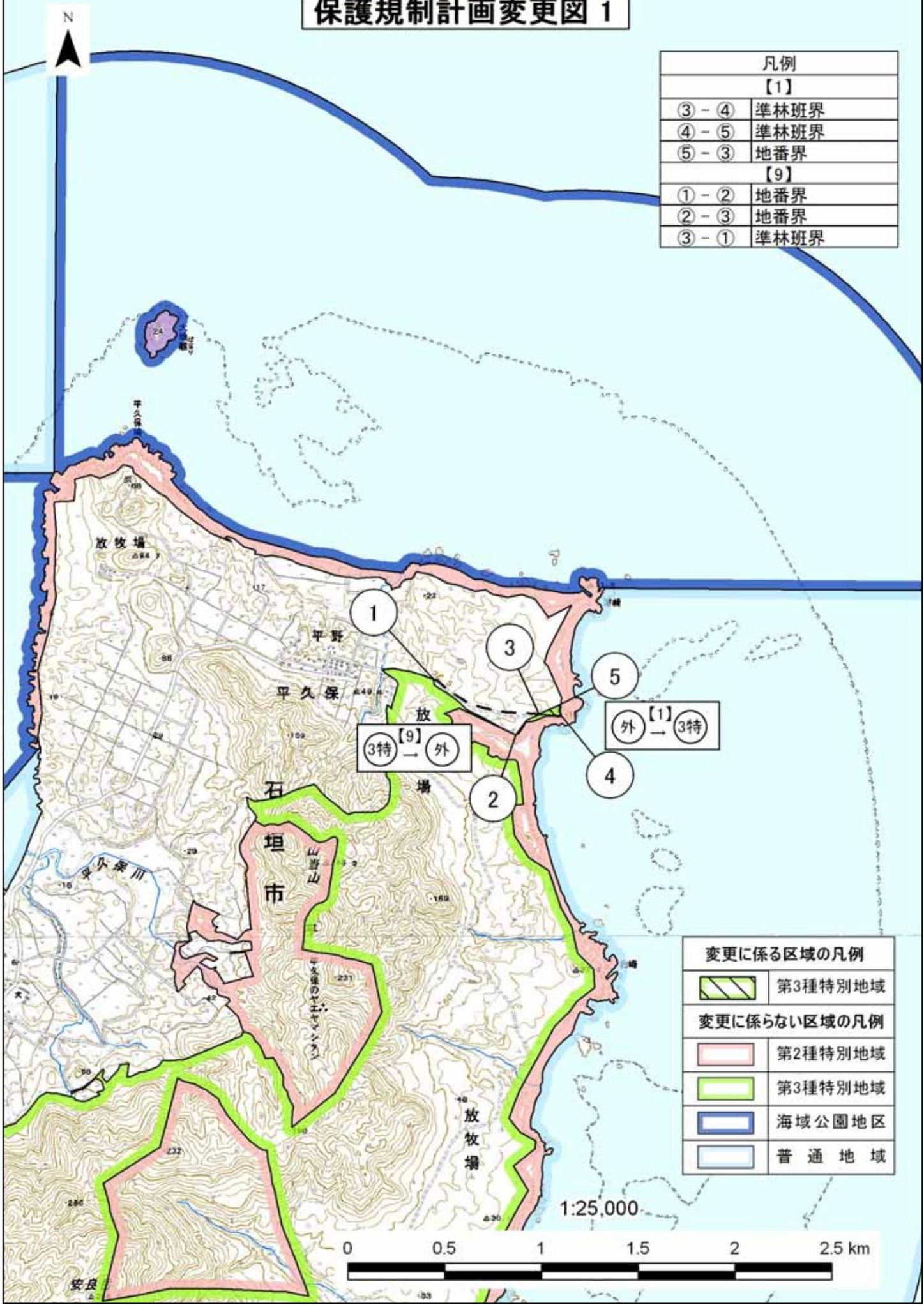
保護規制計画変更図 位置図

凡例

- 保護規制計画変更図 主図
- 保護規制計画変更図 副図



保護規制計画変更図 1



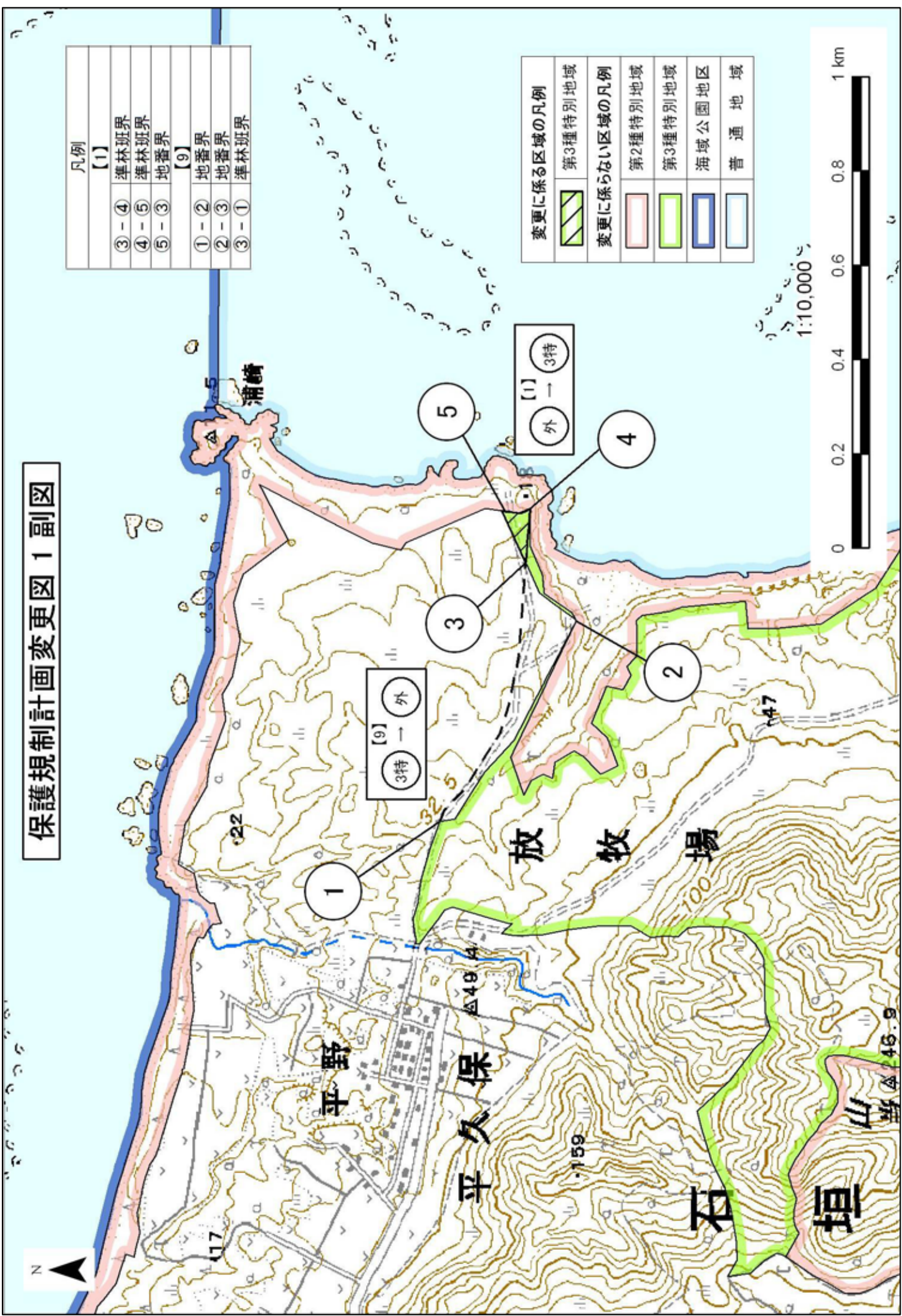
凡例	
【1】	
③ - ④	準林班界
④ - ⑤	準林班界
⑤ - ③	地番界
【9】	
① - ②	地番界
② - ③	地番界
③ - ①	準林班界

変更に係る区域の凡例	
	第3種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海域公園地区
	普通地域

保護規制計画変更図 1 副図

凡例	
【1】	
③-④	準林班界
④-⑤	準林班界
⑤-③	地番界
【9】	
①-②	地番界
②-③	地番界
③-①	準林班界

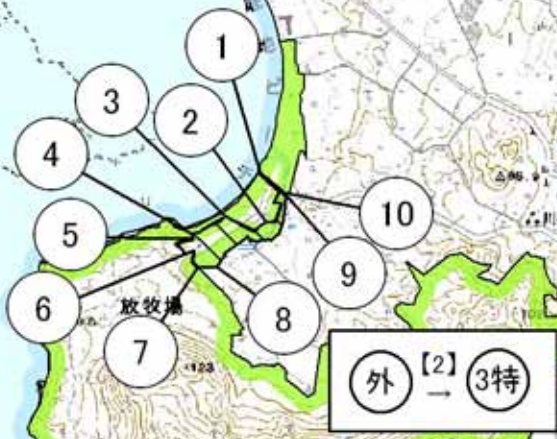
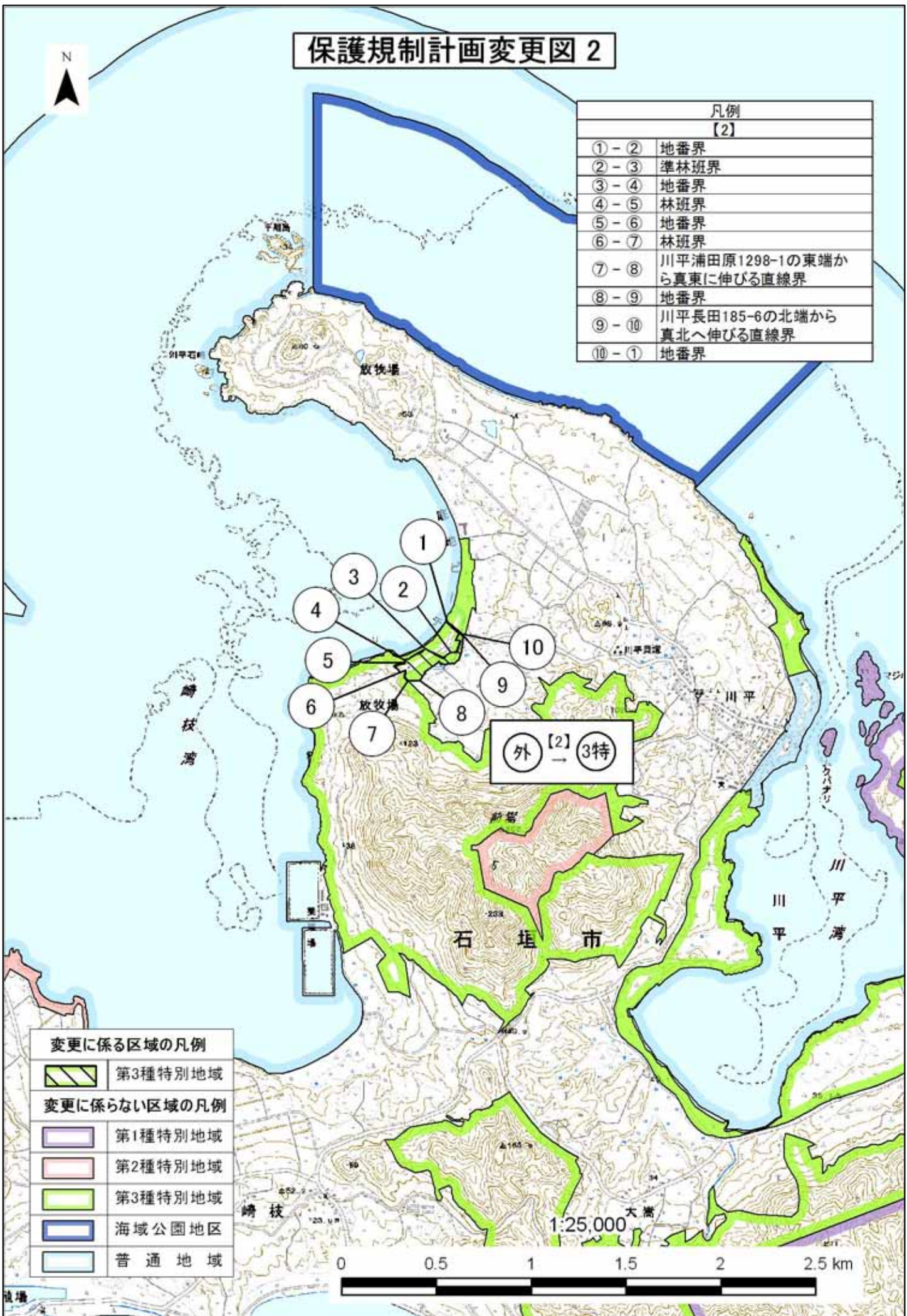
変更に係る区域の凡例	
	第3種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海域公園地区
	普通地域



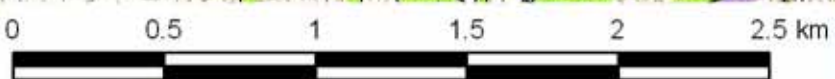
保護規制計画変更図 2



凡例 【2】	
① - ②	地番界
② - ③	準林班界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	林班界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	林班界
⑦ - ⑧	川平浦田原1298-1の東端から真東に伸びる直線界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	川平長田185-6の北端から真北へ伸びる直線界
⑩ - ①	地番界



変更に係る区域の凡例	
	第3種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海域公園地区
	普通地域



保護規制計画変更図 2 副図

凡例	
[2]	
① - ②	地番界
② - ③	準林班界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	林班界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	林班界
⑦ - ⑧	川平浦田原1298-1の東端から真東に伸びる直線界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	川平長田185-6の北端から真北へ伸びる直線界
⑩ - ①	地番界



外 [2] 3特

変更に係る区域の凡例	
	第3種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第3種特別地域
	普通地域

